

商法第1部 要点まとめ

1. 総論

項目	解説
会社の種類とその比較	<p>事業を行うに当たり、個人事業または組合を設立する他に、合名・合資・合同会社という持分会社と、株式会社を設立するという選択肢がある。</p> <p>持分会社では「社員」が会社を所有し経営を行うのに対し、株式会社では株主が所有者であり、取締役が経営を行う。</p> <p>合名・合資会社の社員は無限直接責任を負うのに対し、合同会社の社員や株主は有限間接責任を負う。このため、所有者にとっては後者がハイリスク・ハイリターンだが、債権者にとっては前者がローリスク。</p>
法人の行為能力の制限	<p>民法 34 条により、法人には定款に記された目的範囲外の行為を行う能力を有さず、目的範囲外の行為は無効。ただし、一般にある行為の会社の目的との関連は客観的・抽象的に判断され、定款の記載事項から推理演繹できる事項や、会社目的の達成に必要な事項は、法人の目的の範囲内といえる。</p>
株主有限責任の意義と問題点	<p>意義としては、①失敗の可能性が高くても社会的に望ましい企業活動を促進すること、②一般投資家が株式会社にリスクマネーを供給するための前提条件となること、が挙げられる。他方、リスクの高い行為を促すため、債権者の保護には不利。</p>
株主利益最大化原則の意義と限界	<p>株主利益最大化原則は、基準として明確であり、企業価値の向上に利するという意義を持つ。</p> <p>他方、経営者は報酬が規定されており、また任期があるため、私的な利益を優先させ、株主利益を最大化させるような行動を招く可能性がある。</p> <p>また、株主間でも、企業価値の最大化という利益は共通しているが、個人株主と法人株主や多数派・少数派、投下資本の回収までの期間などの差により、利害対立が生じる可能性がある。</p>

商法第1部 要点まとめ

2. 株式と株主

項目	解説
株主平等原則	109条は「株主としての地位・資格に基づく法律関係」のみに及ぶ。そのため、同じ数・種類の株式を有する株主には同じ取り扱いをしなければならない。株式投資の収益の予測可能性を高め、株式投資を促す機能があるとされる。ただし、質疑応答の時間など明文の規定がない場合は、実質的に見て公正かつ合理的な取り扱いであればよく、そうでなければ違法と解される。
資本多数決の問題と会社法上の対策	特別利害関係人による議決権行使により著しく不当な決議が成立した場合、取り消すことができる。
株主の権利行使に関する利益供与の禁止	要件は、①利益供与が株式会社または子会社の計算でなされたこと、②利益供与が株主の権利等の行使と関連性を持つこと、③財産上の利益が供与されていること、である。②は会社側の主観的な認識で足りる。無償供与・著しく不等価な有償供与は、権利等行使との関連性が推定される。③は、特定の株主による権利行使を回避する目的で、当該株主から持ち株を取得するための資金を第三者に提供する場合や、Quoカードを(会社に有利になるように)配布しただけでもアウト。逆に、株主総会のお土産は、少額で議決権行使を問わないので適法。
株主優待制度	株主優待は、株主の構成が、安定株主であるメインバンク中心だったものから、「物言う株主」である機関投資家の比重の大きいものとなったことに対して、経営の安定化を図るために loyal な個人投資家を増やすべく導入されたものである。 株主優待は、①換金性が著しく高い場合や配当の代替手段として利用していることが疑われる場合のように、実質的な剰余金の配当と評価される場合である場合には、分配可能額を超えたものは違法と考えられる。また、実質的な剰余金の配当と評価できなくても、株主平等原則に反する場合や株主の権利行使に影響を与える場合(利益供与)においては、違法となる。
株券発行会社・非株券発行会社(振替株式とそうでない株式)における、株式の効力の違い	①株式譲渡の効力は、(1)株式発行会社ならば株券の交付をもって、(2)非株券発行会社の振替株式の株式ならば当事者間の意思表示の合致をもって、(3)振替株式ならば振替口座簿の記載をもって生じる。

商法第1部 要点まとめ

	<p>②譲渡の効力を会社に対抗する要件は、株式名簿の記載である。ただし、(3)振替制度においては、株主が、権利行使の基準日が定められた権利以外の権利(少数株主権等)を行使する際に、株主たることを会社に対抗するためには、口座管理機関を通じ、振替機関に個別株主通知を請求しなければならない。少数株主権等は、通知から4週間以内に行使する必要がある。</p> <p>③譲渡の効力を第三者に対抗する要件は、(1)株券発行会社では株券の所持、(2)非株券発行会社の振替株式以外の株式の場合株主名簿の記載、(3)振替株式の場合は振替口座簿の記載である。</p> <p>④株主から株式を譲り受けたものによる株主名簿の名義書換手続きは、(1)株券発行会社では譲受人が株券を会社に提示することで請求できるのに対し、(2)非株券発行会社の振替株式でない株式については、譲渡人と譲受人が共同して名義書換請求をする必要があり、(3)振替制度においては振替機関による基準日での総株主通知による。</p>
株券発行会社に関する注意点	<p>①株券発行前の株式の譲渡において、会社が不当に株券の発行を遅滞し、信義則に照らしても株式譲渡の効力を否定するのを相当としない状況である場合は、意思表示のみで会社との関係でも有効になると解される。</p> <p>②株券を喪失した場合は、会社に請求して、株券喪失登録簿に登録をしてもらい、1年後再発行を受けられる。ただし、善意取得した者にはその権利を対抗できない。</p> <p>③株券が株主へ交付される前に第三者が善意取得をした場合は、②の場合と異なり、真の権利者に落ち度がないから、真の権利者が保護される。</p> <p>④株主名簿の名義書換請求を会社が不当に拒絶した場合、譲受人は株券なしで株主たる地位を会社に対抗できる。</p>
株主名簿の閲覧請求に関する注意点	<p>①拒絶事由としては、権利確保・権利行使に関する調査以外の目的、業務遂行の妨害・株主の共同利益の侵害の目的、情報を流用し利益を獲得する目的、過去2年以内の情報流用の事実、が挙げられる。</p> <p>②親会社社員による閲覧には裁判所の許可が必要。</p>

商法第1部 要点まとめ

振替制度の仕組み	譲渡人が譲受人に株式を売却する契約をする場合、譲渡人は自らの口座管理機関に振替を申請、口座管理機関は振替機関に、振替機関は譲受人の口座管理機関にそれぞれ当該振替に関する情報を通知・記録する。これを通し、会社以外の第三者に譲渡を対抗できる。他方、会社に対しては、振替機関による会社への総株主通知を通し、株主名簿の名義人書き換えがなされるまでは、少数株主権等を除く一定の権利を行使できない。
株式の譲渡制限に関する注意点	<p>①譲渡制限株式は、取締役会設置会社では取締役会、非取締役会設置会社では株主総会が承認機関となる。ただし、定款で別段の定め、例えば株主総会や代表取締役を承認機関とする定めを置くことは可能である。</p> <p>②承認拒絶があった場合、会社に対し買い取り又は買取人指定を請求することができるが、後者は普通決議または取締役会決議でよいのに対し、前者は株主総会の特別決議が必要である。</p> <p>③譲渡人と譲受人が合意した価格は、決定的ではない。</p>
株式評価の方法	<p>①DCF方式:会社が生み出す将来キャッシュフローを現在価値に割り引いた額の合計額。</p> <p>②配当還元方式:将来株主が得ると予測される配当を現在価値に割り引いた額の合計額。</p> <p>③収益還元方式:将来のP/Lにおける税引後利益を現在価値に割り引いた額の合計額。</p> <p>④純資産価額方式:会社が保有する純資産の価格を基準にした算定方式。</p>
従業員持株制度における法律問題	<p>従業員持株制度においては、①売渡強制条項や②事前価格条項を含む組合契約が適用されることが多いが、これが著しくExitの機会を制限するという意味で公序良俗に反しないかが問題となる。</p> <p>契約は、①制度を理解した上での任意の加入か、②リスクとリターンがどれだけ相殺されているか、③通常の株式商品としてではなく、配当による従業員のインセンティブ・コントロールの施策であるか否か、といった点から、有効性が判断される。</p>

商法第1部 要点まとめ

3. 機関

項目	解説
株式総会の議事と決議に関する問題	<p>①取締役等は、原則として株主からの質問に対する説明義務を負うが、①当該時効が議題に関しないもの、②説明が株主共同の利益を著しく害する場合、③説明のために調査を要する場合、④説明が会社その他の者の権利を侵害する場合、⑤株主が同一事項について繰り返し説明を求める場合、⑥その他正当な理由がある場合は、説明を要しない。⑥は、議長が疑似整理権の行使として1人の株主の質問数・時間を制限することや、相当な時間の経過後に質疑を打ち切ることの根拠になる。</p> <p>②従業員株主を動員し、議事運営に賛同・協力させる措置は、総会屋対策の場合もあるが、これが過剰に行われ、その結果一般株主を威圧し、彼らの質問等の発言の機会を奪った場合、決議方法の瑕疵とされる。</p>
定款における議決権の代理人資格としての株主の射程	<p>①弁護士は一律「株主」ではないので、定款により排除されうる。</p> <p>②従業員は攪乱の恐れが低いので逆に「株主」に近いものとして射程の範囲外となる。</p> <p>③書面投票を行えた場合にまで代理人の出席を認める必要はないと考えられる。</p>
株主総会決議の瑕疵の種類	<p>①株主総会の招集手続・決議方法に、法令・定款違反や著しい不公正があった場合、また決議の結果につき特別の利害を有する者の議決権行使により著しく不当な内容の決議がなされた場合、取消し可能。</p> <p>②株主総会の決議の内容に法令・定款違反があった場合、無効である。</p> <p>③株主総会が物理的に存在しないか、あったとしても招集手続・決議方法における瑕疵が著しく、法律上決議があったとみなせない場合は、不存在。</p>
株主総会決議に関するその他論点	<p>①訴えの利益は、取消しの訴えでは決議から3か月以内に消滅する。</p> <p>②取消し事由に当たる瑕疵は連鎖しないが、不存在・無効の場合は瑕疵連鎖が生じるとされる。</p> <p>③取消し事由に当たる招集手続・決議方法上の法令・定款違反があっても、①その影響が重大でなく、②決議の効力に影響を及ぼさない場合は、棄却される場合がある(裁量棄却)。</p>

商法第1部 要点まとめ

取締役解任に関する問題	<p>①臨時株主総会の招集または定時株主総会において解任の議案を提出する。普通決議が原則だが、累積投票によって選任された場合や、監査等委員である場合は、特別決議が必要である。なお、否決されたとしても、裁判所に対し解任の訴えを提起することはできる。</p> <p>②解任に正当な理由は不要だが、正当な理由なく解任された取締役は会社に損害賠償請求をすることができる。「正当な理由」には、心身の故障、法令違反、経営能力の欠如などが挙げられる。</p> <p>③取締役の解任によって欠員が生じる場合、株主総会が職務代行者の選任を行うか、利害関係人が裁判所に職務代行者の選任を申し立てることで、欠員を埋めなければならない。解任された取締役は、次の取締役または職務代行者が選任されるまで、その権利義務を保持する。</p> <p>④解任された取締役の権利行使による混乱を防ぐため、職務執行停止の仮処分をすることができる。この場合、仮処分対象者はその権限を有さない。</p>
取締役会決議とその瑕疵についての注意点	<p>①取締役会自ら決定しなければならない法定決議事項としては、①重要な財産の処分・譲受、②多額の借財、③支配人その他重要な使用人の選任・解任、④支店その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤社債の発行に関する事項、⑥内部統制システムの整備、⑦定款の定めに基づく役員等の責任の免除、⑧その他重要な業務執行の決定、がある。</p> <p>②特別利害関係を有する決議に際し、特別利害関係人の議決権は制限される。</p> <p>③瑕疵がある決議は私法の一般原則により無効であるが、当該瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められる場合には決議を有効とするのが判例の立場である。</p>
会社の代表権と取引の安全をめぐる問題	<p>①代表取締役による取締役会規則により制限された権限外の行為をした場合、その内部的制限違反は善意(無重過失)の第三者には対抗できない(心裡留保の類推適用 or 信義則)。</p> <p>②代表取締役による、362条4項で要求される取締役会決議を欠いた対外的行為は、判例に従えば善意無過失の第三者にのみ対抗できない。ただし、学説は軽過失の第三者には対抗できないとする。</p> <p>③内規によって取締役会の承認が不要とされていても、その要不要は客観的・実質的に判断すべきであると考えられる(例えば、何が「重要な財産の処分」か、など)。</p>

商法第1部 要点まとめ

	<p>④表見代表取締役としては、「社長」「副社長」「取締役会長」「代表取締役職務代行者」「頭取」「最高経営責任者」などがある。「専務」「常務」には代表権がないことが多いので、表見代表取締役には当たらない(ただし、民法110条などによる保護はあり得る)。</p>
取締役の任務懈怠責任の判断	<p>①経営上の専門的判断に際し、取締役は注意深く業務執行の決定を行う義務があるが、事業経営はリスクを伴うものであるから、経営を委縮させないために、取締役には広い裁量を認められるべきであると考えられる。したがって、その判断の過程や内容に著しく不合理な点がない限り、善管注意義務違反とはならない(経営判断原則)。</p> <p>②取締役は法令を遵守してその職務を行う義務を負っており、帰責事由により法令違反行為を行い、そのために損害を生じさせた場合、任務懈怠責任を負う。外国の法令に違反した場合も同様である。</p> <p>③取締役の構成員である個々の取締役は、代表取締役等による会社の業務執行を監視する職務を負い、帰責事由により監督義務に違反し、そのために損害を生じさせた場合は、任務懈怠責任を負う。ただし、他の取締役または使用人の担当の業務につき、内容に疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、適正であると信頼する権利を認められ、任務懈怠があっても監視義務違反に問われない。経営判断に際し、他の取締役や使用人、社外の専門家からの情報を用いる際も、同様である。</p> <p>④大規模な会社においては、取締役は、会社の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの整備をする義務を負い、帰責事由によりこの義務に違反し、そのために損害を生じさせた場合は、任務懈怠責任を負う。この体制の整備に関しては各取締役に委任でき、これには信頼の権利がある。内部統制システムは、通常想定される不正行為を防止しうる程度の管理体制となっていればよいとされ、経営判断と同様、取締役に広い裁量が認められる。ただし、再発防止策が必要とされる場合には、取締役の義務違反は認められやすい。</p> <p>⑤親会社の取締役は、親会社に対する善管注意義務・忠実義務の一内容として、相当の範囲で、子会社の業務を監督する義務を負うと考えられる。ただし、子会社の業務の監督の程度には広い裁量が認められるべきである。</p>

商法第1部 要点まとめ

<p>競業避止義務違反・利益相反取引と任務懈怠責任の関係</p>	<p>①親子会社間での取引において、親会社の利益を追求した結果、自社の少数株主の利益を害した場合には、善管注意義務違反に基づく責任を負うが、長期的な関係の維持など、総合的な利益の追求のもとに経営判断はなされるべきであるから、直ちに任意懈怠になるとは言えない。</p> <p>②取締役は、自己または第三者のために、取引につき重要な事実を開示し、法定の決議機関(取締役会・なければ株主総会の普通決議)の承認を受けることなく競業取引を行った場合、任務懈怠責任を負い、当該取引によって得られた利益の額が、任務懈怠による損害の額と推定される。また、承認があっても、会社に損害が生じた場合で、その承認が善管注意義務に反したものである場合には、当該取締役及び賛成した or 監視義務を怠った他の取締役は、任務懈怠責任を負う。</p> <p>③取締役は、自己または第三者のために株式会社と取引をしようとするときや株式会社が自らの債務を保証しようとするときには、取引につき重要な事実を開示し、法定の決議機関(取締役会・なければ株主総会の普通決議)の承認を受けなければならない、承認なく利益相反取引を行った場合、または承認があっても損害が生じた場合には、当該取締役は任務懈怠責任を負う。また、そのような決定をした取締役や、承認決議に賛成した取締役も、任務懈怠を推定される。</p> <p>④株主全員の同意がある場合、承認決議なしに利益相反取引が可能となる。</p>
<p>取締役の報酬をめぐる問題</p>	<p>①361条によれば、報酬以外の賞与や金銭以外の報酬などについても、株主総会において、その金額・内容・支給の理由を説明し、承認を得る必要がある。</p> <p>②退職金の支給基準が不明確で、実質的に不合理な決定がされた場合には、違法である。</p> <p>③報酬は会社と取締役との間で結ばれた契約で定められたものであるから、会社が一方的に変更することはできない。ただし、あらかじめ役職により明確かつ体系的に報酬が決まっていれば別である。</p>
<p>株主代表訴訟・多重代表訴訟の対象</p>	<p>①株主代表訴訟は、役員等の株式会社に対する責任の他、発起人、設立時取締役・監査役及び清算人の責任を追及できる。この「責任」には、判例によれば、会社法上の責任の他、取引債務も含まれるが、所有権を根拠とする登記移転義務などの債務に関しては対象外とする(⇔全債務説)。</p> <p>②多重代表訴訟により親会社株主が追求できる責任は、株式会社の発起人等の責任に限られる。</p>

商法第1部 要点まとめ

4. 計算

問題	答え・解説
自己株式の取得の方法	<p>①原則としては、各株主に対して平等の売却機会を与えるべきであり、自己株式取得の決定をした際には、各株主に対して通知をし、譲渡の申込みをした株主から買い取らなければならない。取得すると決めた株式数を申込株式数が上回った場合は、案分比例の方式により株式を買い取る。</p> <p>②株主間の対立を解消するために特定の株主から株式を買い取る場合は、株主総会の特別決議が必要であり、当該特定の株主は議決権を行使できない。また、他の株主は売主追加の議案変更請求権を持つが、これは定款により排除される場合が多い。</p> <p>③市場を通じた自己株式取得は、株主総会の決議あるいは定款があれば取締役の決議による取得枠の範囲内ならば、権限を与えられた業務執行取締役の決定のみで可能である。</p>

商法第1部 要点まとめ

5. 資金調達

問題	答え・解説
募集株式の発行と既存株主の利益保護と募集株式の発行等の効力	<p>①非公開会社では、募集株式の発行等の際し、原則株主総会の特別決議が必要である。ただし、株主割当ての場合、定款で定めれば取締役が募集事項を決定できる。また、株主割当てでない有利発行の場合、取締役は、株主総会において当該払込金額で募集をする理由を説明する義務を負う。</p> <p>②非公開会社では、特別決議を欠いた募集株式の発行等は、無効である。</p> <p>③公開会社では、有利発行については、株主総会の特別決議が必要である。</p> <p>④公開会社では、支配権の移動を伴う発行については、会社はそれに関する情報を払込期日 or 払込期間の初日の2週間前までに株主に通知し、総株主の議決権の1/10以上を有する株主の意義があれば、普通決議による承認を得なければならない。</p> <p>⑤公開会社では、新株発行差し止めの仮処分があるのに発行をした場合や、募集事項の公示を欠く場合は無効となるが、必要な機関の承認の欠如や有利発行といった法令違反、著しく不公正な方法による発行は、差し止め事由にしかならない。著しく不公正な方法による募集株式の発行等に当たるか否かは、それが現経営陣の経営支配権の維持・確保を主要な目的としているか否かで判断される。</p> <p>⑥その他、公開会社・非公開会社を問わず、授權株式数を超過した発行は無効である。</p>